

定期監査の結果に基づく措置

(令和7年3月13日実施)

市民学習センター

調査事項	遺失物について
指摘事項	遺失物について、現金の拾得物を警察署長へ提出しているが、遺失物法に定める期間を経過したため、所有権を取得できなかった事例が見受けられたので、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理をされたい。
措 置	今後、現金などの拾得物等を発見した際には、遺失物法に定める期間内に、速やかに警察署へ提出します。また、警察署に届け出た際に渡される預かり書の物件引取期間を、拾得物受付簿に記載し、複数人で確認することとし、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理に努めます。

定期監査の結果に基づく措置

(令和7年3月13日実施)

市民学習センター

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定に誤りがあり、過少な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。
措 置	使用料の算定誤りについて、使用者に説明を行い、修正後の行政財産目的外使用許可書を送付し、不足分について納付いただくこととしております。 今後は、行政財産の目的外使用料算定について、起案者のほかに検算する者を起案文に明記し、複数人で確認することとし、倉敷市行政財産使用料徴収条例に則り、適正に事務処理を行います。